

令和2年8月25日

厚生保健委員会

接待を伴う飲食店を対象としたPCR検査について

健康福祉部保健総務課

1 目的

市内における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生を受け、バー、キャバレーの従業員を対象に無料でPCR検査を実施し、早期に感染者を発見、隔離治療することを目的とする。

2 事業内容

- ・周知方法 対象店舗に直接郵送（8月7日済）
- ・実施期間 申込期間：8月11日（火）～8月21日（金）
検査期間：陽性者が出た場合の事後処理を含め、9月末まで（予定）

- ・検査対象 バー、キャバレー 432店舗
従業員数 約2,000人
※食品衛生法に基づく、飲食店営業（バー）及び飲食店営業（キャバレー）の許可を得ている店舗
- ・実施方法 申し込み店舗単位に日程調整し、唾液検体採取容器を配布し回収する。
- ・付帯条件 陽性判定者が出た場合、クラスター基準に基づき店名を公表する。

区	バー	キャバレー	計
中	377	9	386
東	11	3	14
南	5	1	6
西	9	2	11
北	9	3	12
浜北	0	3	3
天竜	0	0	0
計	411	21	432

3 予備費充用額・充用先

29,758千円

款 衛生費 項 保健所費 目 保健所運営総務費

事業 PCR検査センター設置運営事業 節 需用費、委託料

【主な内訳】

- ・検体採取等委託料 4,704千円
- ・検体検査委託料 24,640千円
- ・消耗品 414千円